

記入見本

成年後見人等に関する届出書兼利用代理人等設定依頼書

平成27年 12月 15日

成年後見制度に係る家庭裁判所の審判を受けましたので、次のとおり届け出ます。
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が管理している郵便貯金については、同機構に届出します。

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。□枠欄は、該当の項目にレ印をつけてください。

成年後見人さま等の住所氏名、日中帯ご連絡先電話番号を記入し、お届け印を押印してください

貯金等の名義人さまの住所氏名、生年月日、名義人さまがお持ちのすべての貯金等の記号番号をご記入ください。

届出される成年後見人等の種類をご記入ください

審判の内容をご記入ください。

成年後見人等	おところ	郵便番号 (100 - 0013) 東京都千代田区霞が関1-3-2	お届け印 															
	おなまえ	フリガナ ユウチョ タロウ 郵貯 太郎 様																
	日中ご連絡先電話番号	<input checked="" type="radio"/> 携帯 <input type="radio"/> 会社 <input checked="" type="radio"/> 自宅 03 - 1234 - 5678																
名義人	おところ	郵便番号 (100 - 8996) 東京都千代田区丸の内2-7-2																
	おなまえ	フリガナ ユウチョ ハナコ 郵貯 花子 様																
	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 18 年 10 月 3 日																
	成年後見人等を届け出る口座種別等	<input checked="" type="checkbox"/> 貯金 <input type="checkbox"/> 振替 <input type="checkbox"/> 国債 <input type="checkbox"/> 投資信託	<table border="1"> <tr> <th>記号</th> <th>▲</th> <th>番号</th> <th>▲</th> </tr> <tr> <td>10100</td> <td></td> <td>12345671</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>▲通帳に記載のある方のみご記入ください。</p>	記号	▲	番号	▲	10100		12345671								
記号	▲	番号	▲															
10100		12345671																

成年後見人の種類等	<input checked="" type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 任意後見人 <input type="checkbox"/> 保佐人 <input type="checkbox"/> 補助人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 利用代理人	<small>※無記名国債、投資信託のお取扱いでは、利用代理人の設定はできません。</small>
審判の内容		
成年後見人 (未成年後見人を含みます)	<input checked="" type="checkbox"/> 成年後見開始の審判 <input type="checkbox"/> 成年後見開始の審判の取消し	
保佐人	<input type="checkbox"/> 保佐人に代理権を付与する旨の審判 <input type="checkbox"/> 保佐開始の審判の取消し <input type="checkbox"/> 保佐開始 (同意権付与) の審判	
補助人	<input type="checkbox"/> 補助開始の審判及び代理権付与の審判 <input type="checkbox"/> 補助開始の審判の取消し <input type="checkbox"/> 補助開始の審判及び同意権付与の審判	
任意後見人	<input type="checkbox"/> 任意後見監督人選任の審判 <input type="checkbox"/> 任意後見契約の終了	
代理権・同意権の内容	<input type="checkbox"/> 登記事項証明のとおり <input type="checkbox"/> その他 ()	

名義人及び成年後見人等は、本件届出に関して次のとおり承します。
 ・代理権を付与された成年後見人等は、指定した貯金等のすべての取扱いを行います (利用代理人を除く)。
 ・本件届出の内容に変更・取消等が生じた場合は、直ちに確認資料を添えて届け出ます。
 ・投資信託のお取扱いは、ゆうちょ銀行本支店及び投資信託取扱郵便局に限ります。

< 銀行使用欄 >				
備考	ゆうちょダイレクト利用の有無		現存調査の回答書の受領	
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 継続使用 <input type="checkbox"/> 廃止	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 成年後見人等に関する届出書に添付

(貯金、国債、振替：取扱郵便局・取扱店) → 受持貯金事務センター
(投資信託：取扱郵便局・取扱店) → 東京貯金事務センター

【規程 Navi コード：50307 改正年月：2015.10】 ゆうちょ銀行

※ 名義人様がお持ちのすべての貯金等がわからない場合は、窓口にお問い合わせください。